

資料4

別記1

防府市水産総合交流施設 指定管理業務仕様書 **(案)**

令和7年8月

防府市

目 次

1	趣旨	1
2	交流施設の設置目的及び管理運営の基本方針	1
3	交流施設の適正な管理運営の確保保護	1
4	法令等の遵守	1
5	指定期間	2
6	交流施設の概要	2
7	開館日等	4
8	管理運営の内容	4
9	管理運営の従事者及び体制（職員配置基準）	5
10	管理運営を実施するために必要な資格等	5
11	指定管理料の支払及び精算	6
12	リスク分担	6
13	交流施設の利用料金	6
14	自主事業	6
15	事業計画書等の提出	7
16	事業報告書の提出	7
17	業務報告書等の提出	7
18	モニタリングへの協力	8
19	指定の取消し	8
20	原状回復、事務引継等	8
21	指定管理者が賠償責任を負う範囲と保険	8
22	事故及び災害時等の対応	8
23	文書・備品の管理等	9
24	その他留意事項	9

防府市水産総合交流施設指定管理業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、防府市水産総合交流施設（以下「交流施設」という。）の指定管理者が行う管理及び運営に関する業務（以下「管理運営」という。）の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 交流施設の設置目的及び管理運営の基本方針

（1）交流施設の設置目的

水産業の振興及び都市と漁村との交流の促進を図ることにより、地域の活性化に資すること。

（2）交流施設の管理運営の基本方針

水産市場エリアに市場の関連施設として建設された水産業の拠点施設であることから、隣接する山口県漁協防府地方卸売市場との連携を強化し、水産市場エリアの活性化による水産業の振興を図っていくことを基本方針とする。

併せて、交流施設は、「道の駅」であり、「みなとオアシス三田尻」の中核施設であることから、道路利用者や市民の憩いの場として地域情報・観光情報の発信や賑わいの創出により交流人口の増加を図っていくことを基本方針とする。

3 交流施設の適正な管理運営の確保保護

交流施設の管理運営については、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- ① 設置目的を理解して、公の施設として公平・平等な管理運営を実施すること。
- ② 施設の効用を最大限に發揮できるように努めること。
- ③ 管理運営に係る経費の縮減に努めること。
- ④ 安定した管理運営を行うための人員及び財政的基礎を確保すること。
- ⑤ 個人情報の保護を徹底すること。

4 法令等の遵守

交流施設の管理運営は、次に掲げる法令等のほか、本仕様書等に基づかなければならない。
指定期間中に、法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とすること。

なお、交流施設の管理運営の一部について委託する場合には、再委託先にも該当するものとする。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）
- ② 防府市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年防府市条例第27号）
- ③ 防府市水産総合交流施設設置及び管理条例（平成25年防府市条例第14号、以下「管理条例」という。）及び同条例施行規則（平成25年防府市規則第36号）
- ④ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ⑤ 防府市情報公開条例（平成10年防府市条例第28号）及び同条例施行規則（平成10年防府市規則第39号）

- ⑥ 防府市行政手続条例（平成8年防府市条例第26号）及び同条例施行規則（平成8年防府市規則第46号）
- ⑦ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
その他の労働関係法令等
- ⑧ 消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他施設の維持管理と保守点検に関する法令等

5 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

6 交流施設の概要

(1) 名称
防府市水産総合交流施設（道の駅潮彩市場防府）

(2) 所在地
防府市新築地町2番地の2及び3

(3) 交流施設の種類、規模、構造等

① 多目的スペース（旧卸売市場施設）
ア 建築年月日 昭和59年3月28日
イ 構 造 鉄骨造、平屋建
ウ 延床面積 1,194.10m²

店舗（旧事務所）
ア 建築年月日 昭和62年1月16日
イ 構 造 鉄骨造、平屋建
ウ 延床面積 119.58m²

② 調理加工施設（加工場）
ア 建築年月日 平成7年11月1日
イ 構 造 鉄骨造、2階建
ウ 延床面積 362.13m²（1階340.82m²、2階 21.31m²）

③ 店舗・飲食施設
ア 建築年月日 平成20年3月6日
イ 構 造 鉄骨造、2階建
ウ 延床面積 1,316.43m²（1階854.30m²、2階462.13m²）
※2階展望デッキを除く延べ床面積。

④ 駐車場（電気自動車等用急速充電設備を含む。）

⑤ 駐輪場

⑥ ゴミ収集物置

⑦ キヤノピー

(4) 使用許可の対象となる施設

区分		面積	区画	利用料金	
				基本料金	加算金額
多目的施設	多目的スペース	800.00m ²	1	12,460円/日	—
	飲食施設（別棟）	119.58m ²	1	49,340円/月	売上高の3%/月
調理加工施設	調理加工施設（作業場）	109.88m ²	1	45,560円/月	—
	調理加工施設（焼物室）	20.79m ²	1	8,610円/月	—
	調理加工施設（調理室）	33.42m ²	1	13,860円/月	—
	冷蔵庫	31.81m ²	1	1,670円/月・m ²	—
	冷凍庫1	19.89m ²	1	2,930円/月・m ²	—
	冷凍庫2	7.29m ²	1	5,860円/月・m ²	—
	凍結庫	4.86m ²	1	8,780円/月・m ²	—
	貯氷庫	20.55m ²	1	116,280円/月	—
店舗・飲食施設	水産物等展示販売施設1	17.97m ²	18	31,000円/月	売上高の3%/月
	水産物等展示販売施設2	17.84m ²	8.75	37,190円/月	〃
	飲食施設（大）	222.21m ²	1	291,550円/月	〃
	飲食施設（中）	77.40m ²	1	101,510円/月	〃
	飲食施設（小）	10.57m ²	4	13,820円/月	〃

※利用料金の額は、上記の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て設定するものとする。

ただし、市が管理条例第11条で定める使用料を見直した場合は、市と指定管理料の取扱いについて、詳細を協議するものとする。

※前記6(3)①の多目的スペース（旧卸売市場施設）及び店舗（旧事務所）は、防府市公設青果物地方卸売市場の整備予定エリアとなっていることから、前記5の指定期間の中途で使用できなくなる場合がある。この場合、市と指定管理者は、多目的施設として定める利用料金の収入と指定管理料の取扱いについて、本募集要項「12 指定管理者の指定及び協定の締結」で定める「年度別協定」の締結時に詳細を協議するものとする。

※利用料金の基本金額には消費税額及び地方消費税額を含む。

※光熱水費については、実費負担とする。

(5) 来場者数及び売上高

年度	来場者数	売上高
R 2	602,877人	396,547,912円
R 3	574,907人	388,357,984円
R 4	619,848人	456,061,498円
R 5	658,769人	514,479,666円
R 6	643,001人	523,694,115円

7 開館日等

(1) 休館日

- ① 水曜日

※国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

- ② 1月1日から1月4日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後6時まで

(3) 休館日等の設定、変更

指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市と協議し、市長の承認を受けることにより、

「臨時の休館日の設定」及び「開館時間の変更」ができる。

なお、休館日等の設定、変更を行うときは、利用者に対し十分な周知を図ること。

※「道の駅」として道路利用者の利便性の向上を図る観点から水曜日の開館に努めるものとする。

8 管理運営の内容

(1) 交流施設の維持・安全管理に関する業務

- ① 交流施設内外の安全管理に関すること。
- ② 交流施設内外の清掃等、日常的な維持管理に関すること。
- ③ 24時間対応トイレの清掃、管理に関すること。
- ④ 照明灯・駐車場の清掃、管理に関すること。
- ⑤ 情報提供設備・展示区画の清掃、管理に関すること。
- ⑥ 電気、ガス設備等の保守管理に関すること。
- ⑦ 冷凍庫、冷蔵庫及び貯氷庫の保守管理に関すること。
- ⑧ 工作物、付属機器、備品等の保守管理に関すること。
- ⑨ 警備・防災に関すること。
- ⑩ 消防用設備、自動ドア及びエレベーターの保守管理に関すること。
- ⑪ 除草、樹木の管理に関すること。
- ⑫ その他交流施設の維持・安全管理に必要な事項に関すること。

(2) 交流施設の運営業務

- ① 魚食、水産物の普及及び情報の提供に関すること。
- ② 水産物等の展示販売に関すること。
- ③ 地域の食材を活用した飲食物の提供に関すること。
- ④ 都市（消費者）と漁村（生産者）との交流を促進する事業の実施に関すること。
- ⑤ 地域・観光情報の提供に関すること。
- ⑥ 道路利用者の利便性の向上に関すること。
- ⑦ 交流施設の使用の許可に関すること。
- ⑧ 交流施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の設定及び減免に関すること。
- ⑨ 交流施設の利用料金の收受及び還付に関すること。
- ⑩ 交流施設の利用状況、利用者数、売上高等に係る調査に関すること。
- ⑪ 交流施設の利用者に対する利用に関するアンケートの実施及び集計に関すること。

- ⑫ 「道の駅」連絡会に関すること。
- ⑬ 物販・飲食施設の入店者の募集に関すること。
- ⑭ 地域漁業の情報の発信に関すること。
- ⑮ 漁業者の所得向上に関すること。
- ⑯ 地域水産物のブランド化に関すること。
- ⑰ 水産市場と連携した水産市場エリアの活性化に関すること。
- ⑱ みなとオアシス三田尻の活性化に関すること。
- ⑲ 行政機関との連携に関すること。
- ⑳ 交流施設内外における秩序の維持に関すること。
- ㉑ その他交流施設の運営に必要な事項に関すること。

9 管理運営の従事者及び体制（職員配置基準）

- (1) 指定管理者は、交流施設の管理運営のため、常勤職員として総括責任者、副総括責任者、施設管理担当者、経理担当者を各1名配置すること。ただし、施設管理担当者は、副統括責任者と兼務することができる。
- (2) 職務は次のとおりとする。
 - ① 総括責任者は、管理運営全体を統括する。
 - ② 総括責任者は、従業員の指揮、監督、教育等を行い、良好な職場環境の保持に努める。
 - ③ 総括責任者は、管理運営の実施に当たっては、市との連絡及び協議を密接に行う。
 - ④ 副総括責任者は、総括責任者を補佐し、運営業務を管理する。
 - ⑤ 施設管理担当者は、交流施設の維持・安全管理に関する業務を管理する。交流施設の環境衛生の保持に努めるとともに、交流施設の利用に支障がないよう交流施設を点検し機能保持と安全管理に努める。
 - ⑥ 経理担当者は、交流施設の管理運営に関する収入と経費を管理する。
- (3) 指定管理者は、業務の適正な履行が確保できる人員体制を整えること。前記9(1)以外に必要に応じて職員を配置し、開館時間中は常勤職員1名を含む職員3名以上の体制とすること。
- (4) 交流施設は、「道の駅」として登録を受けていることから、総括責任者又は副総括責任者を「駅長」に選任すること。

10 管理運営を実施するために必要な資格等

- (1) 指定管理者は、前記8に定める業務を実施するために必要な官公署の免許、許可、認定等を受けていること。
また、前記8に定める業務を再委託する場合は、当該再委託先についても当該業務に関する必要な官公署の免許、許可、認定等を受けていること。
- (2) 指定管理者は、自らの職員又は前記8に定める業務の再委託先の職員のうちから、管理運営に必要な資格を有する者をあらかじめ指名し配置しなければならない。ただし、法令等により施設への常駐が義務付けられていない者については、あらかじめ当該資格を有する者の氏名を市長に届出することにより、配置義務を免除することとする。

1.1 指定管理料の支払及び精算

- (1) 指定管理料の額と支払方法は、市と指定管理者が締結する年度協定において定めることとし、原則として、4月、7月、10月、1月の4回の分割払いとする。
- (2) 指定管理者は、支払月の20日までに、「年度協定書」で定めた金額の請求書を市に提出の上、指定管理料を請求するものとし、市は、原則として支払月の末日までに指定管理料を支払う。
- (3) 事業年度終了又は指定の取消しに伴う修繕経費の精算は、事業年度終了又は指定の取消後30日以内に行わなければならない。
- (4) 指定管理料の額の変更により指定管理料の返還が生じた場合は、指定管理料の額の変更の決定後30日以内に返還しなければならない。
- (5) 修繕経費の精算及び指定管理料の返還の額に円未満の端数が生じるときは、円未満の端数を切り上げること。

1.2 リスク分担

- (1) 管理運営に関するリスクの分担は、原則として別記2「リスク分担表」による。
- (2) 定めのない事項や不測の事態が発生した場合は、市と指定管理者で協議の上、リスク分担を決定する。

1.3 交流施設の利用料金

- (1) 利用料金制を採用し、交流施設の利用に関する料金収入は、指定管理者の収入とする。
- (2) 利用料金は、管理条例に定める額（前記「6(4) 使用許可の対象となる施設」参照）の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて設定すること。
- (3) 利用料金は、基本金額と加算金額で構成され、基本金額は前納とし、加算金額は後納とする。
※3月に納付される利用料金のうち基本金額については、4月に交流施設の管理運営を行う者の収入とし、4月に納付される利用料金のうち加算金額については、3月に交流施設の管理運営を行った者の収入とする。

1.4 自主事業

指定管理者は、交流施設の設置目的をより効果的に達成するため、交流施設の管理運営とは別に、自主財源による自主事業を実施することができる。

- ① 自主事業の実施に当たっては、事前に市の承諾を得ること。
- ② 自主事業の経理と交流施設の管理運営に係る経理は別に行うこと。
- ③ 自主事業により収入を得た場合、その収入は指定管理者に帰属する。

<注意事項>

- ※前記8「(2) 交流施設の運営業務」のうち「② 水産物等の展示販売に関すること。」及び「③ 地域の食材を活用した飲食物の提供に関すること。」について、指定管理者が自ら水産物等の展示販売又は飲食物等の提供を行うことにより収入を得る場合は、自主事業の扱いとする。なお、自動販売機については、自主事業として設置することができる。
※指定管理者が実施主体となるイベント・催事について、事業計画書に記載のないもの及び魚食、水産物の普及及び情報の提供に関しないものは自主事業の扱いとする。

15 事業計画書等の提出

- (1) 指定管理者は、毎年2月末日までに、翌年度の交流施設の管理運営に関する事業計画書（案）等を市に提出すること。
※事業計画書（案）等は、本件応募時の提案書類（本募集要項6(4)を参照）に基づき作成すること。
- (2) 市は、交流施設の事業計画書（案）等が提出されたときは、その内容を審査し、必要な指示をすることができるものとする。
- (3) 指定管理者は、毎年3月末日までに、事前に市の承認を受けた翌年度の交流施設の管理運営に関する事業計画書等を市に提出すること。事業計画等の変更を必要とする場合には、事前に市と協議し、必要に応じて承認を受けること。
- (4) 事業計画書（案）及び事業計画書には次の事項を記載すること。
- ① 管理運営の職員体制
 - ② 自主事業の概要及び実施する時期
 - ③ 管理運営に要する経費の収支予算書
 - ④ 非常時の職員体制及び連絡網
 - ⑤ その他甲が必要と認める事項

16 事業報告書の提出

- (1) 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次の事項を記載した事業報告書を市に提出すること。指定が取消しとなった場合も同様に提出すること。
- ① 管理運営の実施状況
 - ② 交流施設の利用状況、利用者数、売上高等に関する調査結果
 - ③ 交流施設利用者に対する利用に関するアンケートの実施結果
 - ④ 経費の収支状況
 - ⑤ その他市が必要と認める事項
- (2) 指定管理者は、提出した事業報告書が市の完了検査に合格しなかったときは、市の指示に従い速やかに再度完了検査を受けなければならない。
- (3) 完了検査に要する費用は、原則として指定管理者の負担とする。

17 業務報告書等の提出

- (1) 指定管理者は、毎日の業務日誌を作成し、前月分を毎月15日までに市に提出すること。
- (2) 指定管理者は、前月の交流施設の利用状況及び利用料金収入に関する報告書を毎月15日までに市に提出すること。
- (3) 指定管理者は、前月の交流施設の修繕に関する報告書を毎月15日までに市に提出すること。
- (4) 指定管理者は、上半期終了後30日以内に事業報告書に準じた業務報告書を市に提出すること。
- (5) 市は、指定管理者から提出された業務報告書等について、速やかに内容を確認し、必要な指示をすることができる。
- (6) 市は、管理運営の適正を期するために、指定管理者に対して管理運営及びその経理の状況に関し、隨時報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示することができる。

18 モニタリングへの協力

指定管理者は、管理運営の適正かつ確実な実施の確認と評価のために、市が実施するモニタリングに関し、次の事項について協力すること。

- ① 管理運営の実施状況等に関する定期的な市との意見交換
- ② 市が指定する様式による労務環境チェックリストの提出
- ③ 交流施設利用者の意見や要望を把握するためのアンケートの実施をするとともに、当該結果と管理運営への反映状況についての報告
- ④ その他市が必要と認める事項

19 指定の取消し

- (1) 市は、指定管理者が市の指示に従わない場合その他指定管理者による管理運営を継続することが適當でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難になった場合、市は指定の取消しができる。この場合は、市が被った損害を指定管理者が賠償するものとする。
- (3) 災害その他不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すべきことができない事由により管理運営の継続が困難になった場合、その管理運営の継続について協議するものとし、その結果、管理運営の継続が困難であると判断した場合は、市は指定の取消しができる。
- (4) 市が指定を取り消した場合には防府市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第8条ただし書きの規定により、指定管理者は取り消された日から60日以内に、事業報告書、会計報告書及び利用者数等統計資料を作成し市に提出しなければならない。

20 原状回復、事務引継等

- (1) 指定管理者は、指定期間の終了又は指定の取消しに当たっては、市の指示に基づき速やかに交流施設を原状に回復すること。
- (2) 次の指定管理者への事務引継は、市と事前協議の上で実施し、その経費は指定管理者自身が負担すること。

21 指定管理者が賠償責任を負う範囲と保険

- (1) 指定管理者は、交流施設の管理運営の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
- (2) 指定管理者は、当該損害賠償に対応できる賠償資力を確保するため、指定管理者制度に対応した施設賠償責任保険に加入すること。

22 事故及び災害時等の対応

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる処置等をすること。また、災害時に備え危機管理体制を構築し、年に1回以上避難訓練を実施すること。

- ① 交流施設内において事故等が発生した場合は、その程度に応じ臨時の措置をとるとともに、直ちに市に報告し、その指示を受けること。
- ② 機械設備等の故障、災害、火災等が発生した場合は、指定管理者は適切な処置を講じ、遅滞なく市にその顛末を報告すること。
- ③ 交流施設に異常が生じた場合は、速やかに点検及び応急措置をするとともに、軽微なも

のは指定管理者の判断で適切に処置し、市に報告すること。その他の交流施設の異常については、市に連絡し、その指示により処置すること。

- ④ 防府市地域防災計画において、潮彩市場防府を含めた周辺緑地を、広域輸送基地（三田尻中関港築地4号岸壁）を補完する区域と定め、輸送物資の一時保管場所として利用するほか、防災施設の整備を行うことにより物資の備蓄及び大規模災害時における臨時の避難スペースとしての機能をもたせることとしていることから、市から防災に係る要請があった場合には協力すること。

2.3 文書・備品の管理等

-
- (1) 指定管理者は、管理運営に関する文書及び実施状況等の記録・写真は常に整理し目録を作成の上保管すること。また、指定管理者は、管理運営に関する文書及び経理に関する帳簿類を適切に整理し、作成後10年間保管すること。
 - (2) 指定管理者は、指定期間の満了時、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理運営の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合は、管理運営に関する文書及び経理に関する帳簿類を次に管理運営を行う者に引き渡すこと。
 - (3) 指定管理者は、自らの所有する備品について台帳を備え、市所有の備品との区別を明確にしておくこと。
 - (4) 管理運営に必要な備品は、原則として市が調達するものとする。
 - (5) 指定管理者が行った修繕により、結果として資産を取得することとなる場合は、その資産は市の所有に属するものとする。

2.4 その他留意事項

-
- (1) 管理運営を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。
 - ① 市の施策との整合を図った運営を行うこと。
 - ② みなとオアシス三田尻で行われるイベント、行事等には積極的に参加すること。
 - ③ 防府市内業者への発注や防府市民の雇用に努めること。
 - ④ 現在の入店者と継続入店について協議すること。
 - (2) 指定管理者が交流施設の管理運営に係る各種規定、要項等を作成する場合は、事前に市と協議を行うこと。
 - (3) 指定管理者は、本市が防府市公設青果物地方卸売市場の整備に係る工事を実施する場合、当該工事期間中の管理運営について、市と協議の上、協力すること。
 - (4) 協定書及び本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合については、市と協議し決定すること。

防府市水産総合交流施設指定管理業務に係るリスク分担表

種類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
1 物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増加		○
2 金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
3 周辺地域、住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
4 法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
5 税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
6 政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
7 不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、疫病その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
8 指定の中止・変更	指定管理者の破綻、事業放棄等指定管理者の責任に帰するもの		○
9 書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
10 資金調達	経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
11 資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
12 セキュリティ	警備の不備による情報漏洩、犯罪発生		○
13 個人情報の漏洩	指定管理者として講すべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○

		市の責任に帰すべき事由により第三者に与えた損害	<input type="radio"/>	
14	第三者賠償	指定管理者が行う管理に起因する事由により第三者に与えた損害		<input type="radio"/>
		上記以外の事由により第三者に与えた損害	<input type="radio"/>	
15	事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		<input type="radio"/>
16	施設修繕等	指定管理者の管理の瑕疵による施設、設備及び備品の損傷 指定管理者の管理の瑕疵によらない施設、設備及び備品の損傷に係る修繕等で1件の見積額が50万円以下のもの。ただし、年間の合計は400万円以内とする。※1 指定管理者の管理の瑕疵によらない施設、設備及び備品の損傷に係る修繕等で1件の見積額が50万円を超えるもの。※1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
17	その他	必要に応じて、その都度、協議するものとする。		

※1 施設、設備及び備品の損傷リスクへの対応

- ① 本施設及び本施設に付帯する設備並びに市の所有する備品等の修繕については、1件の見積額が50万を超えるものは、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては、市の経費負担で実施する。なお、緊急の必要があると合理的に認められる場合については、指定管理者は、自ら修繕等を実施し、その費用についてはリスク分担表の16項に従い負担者を決定する。
- ② 市の所有する備品等の修繕については、1件の見積額が50万円以下のものは、指定管理者が必要と認めるものについては、指定管理者の責任及び経費負担で実施する。
- ③ 指定管理者が所有する備品の修繕については、見積額の金額にかかわらず、指定管理者の経費負担で実施する。
- ④ 飲食施設及び水産物等展示販売施設の貸出区画に設置された備品は対象外とする。
- ⑤ 指定管理者の管理の瑕疵によらない場合で、第三者による行為が疑われるときは、指定管理者がその相手方や原因等の特定に努め、その状況を市に報告するものとする。
なお、施設、設備及び備品の損傷に係る相手方が特定できる場合は、その原状復旧に関して指定管理者が交渉し、その状況を市に報告するものとする。
- ⑥ 指定管理者は、駐車場内にある電気自動車等用急速充電設備に係る利用者の問合せへの対応や日常的な点検（損傷の有無等）を行うものとする。当該設備の利用ができなくなった場合や損傷が認められるときは、速やかに市に報告するものとする。